

神奈川県私立高校生等奨学給付金【家計急変世帯対象給付】のお知らせ

令和5年1月以降に家計が急変した世帯が対象です

- ・ 神奈川県では、家計が急変した世帯に対して、私立高校生等の保護者等の授業料以外の教育費の負担を軽減するため、返済不要の「高校生等奨学給付金（家計急変世帯対象給付）」を支給しています。
- ・ 令和6年度の都道府県民税・市町村民税所得割が非課税である世帯、または令和6年7月1日現在、対象となる高校生等が生活保護（生業扶助）を受給している世帯は、「家計急変世帯対象給付」ではなく、「通常給付」の対象となりますので、該当される方は、在学する高等学校等の事務室にお問い合わせください。
- ・ この制度は、授業料の負担を軽減する「就学支援金」「学費補助金」とは別の制度です。対象となる方は忘れずにご申請ください。
 （※）保護者は原則、親権を持つ父母2名（ひとり親家庭の場合は親権を持つ父母1名）を指します。

1 給付を受けることができる方 <次の要件をすべて満たす世帯>

- (1) **令和5年1月以降に発生した家計急変による経済的理由から、保護者等全員の年収見込が「都道府県民税・市町村民税所得割が非課税である世帯」に相当すると認められること**

<都道府県民税・市町村民税所得割が非課税である世帯に相当する年収見込の例>

| 扶養人数 | 0人 | 1人 | 1人 (ひとり親) | 2人 | 3人 | 4人 | 5人 |
|----------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| ① 個人事業者 (所得見込額) | 450,000円 以下 | 1,120,000円 以下 | 1,350,000円 以下 | 1,470,000円 以下 | 1,820,000円 以下 | 2,170,000円 以下 | 2,520,000円 以下 |
| ② 給与所得者 (給与収入見込額) | 1,000,000円 未満 | 1,704,000円 未満 | 2,044,000円 未満 | 2,216,000円 未満 | 2,716,000円 未満 | 3,216,000円 未満 | 3,704,000円 未満 |

※ この例に該当しない場合はお問合せください。

- 保護者等が複数いる場合は、それぞれの保護者等が非課税相当である必要があります。
 (例) 父母ともに給与所得者で、父が子2人を扶養している（母は控除対象配偶者ではない）場合
 給与収入見込額が、父2,216,000円未満、かつ母1,000,000円未満である必要があります。
- 個人事業者の場合は、令和6年の年収見込（所得額：売上－必要経費）が①に該当する必要があります。
- 給与所得者の場合は、令和6年の年収見込（交通費手当を除く給与収入額）が②に該当する必要があります。

- (2) **認定基準日（※）現在、保護者等が神奈川県内に居住していること**

- (3) **認定基準日（※）現在、生徒が高等学校等に在学していること**

(※) 認定基準日

- ・ 令和6年7月1日以前に家計が急変した場合は、令和6年7月1日が認定基準日となります。
- ・ 令和6年7月2日以降に家計が急変した場合は、家計が急変した月の翌月（家計が急変した日が月の初日である場合は、家計が急変した月）の1日が認定基準日となります。

<例>

- ・ 家計が急変した日が令和6年8月5日の場合 ➤ 認定基準日は令和6年9月1日
- ・ 家計が急変した日が令和6年10月1日の場合 ➤ 認定基準日は令和6年10月1日

2 家計急変事由について

令和5年1月以降に、次の家計急変が生じた方が対象となります。

- ア 給与所得者で、解雇または減額等の場合（ただし、定年退職は対象とはなりません）
- イ 個人事業者で、自ら経営する会社等の倒産または業績悪化等の場合
- ウ 保護者等の離婚（死別）等の場合（ただし、別居等は家計急変対象とはなりません）
- エ 保護者等の傷病等により収入が減収した場合 等

3 支給単価（年額）

保護者等全員の年収見込が非課税に相当すると認められる世帯で

| 世帯区分 | | 全日制・定時制 | 通信制 |
|---|-----|----------|---------|
| 申請する高校生等以外に 15歳以上23歳未満の扶養されて いる兄弟姉妹（※）が | いない | 142,600円 | 52,100円 |
| | いる | 152,000円 | |

（※）平成13年7月3日～平成21年7月2日生まれの兄弟姉妹（中学生を除く）

- 7月1日以前に家計が急変した場合は年額を給付します。
- 7月2日以降に家計が急変した場合は月割額（認定基準日から3月までの月数を乗じた額を12で除した額）を給付します。

<支給例（認定基準日が令和6年10月1日の場合）>

全日制に通う高校生等（15歳以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹あり）の保護者が、令和6年10月1日に経営する会社が倒産し、年収見込が非課税世帯相当となった場合

- ・ 令和6年10月～令和7年3月までの6か月分を支給
- ・ 年額 152,000円×6月/12月 = 76,000円を給付

4 提出書類

申請を希望される世帯は事務局まで書類を取りにきてください。

5 申請期限・提出先・支給時期

- 提出期限 **令和6年12月6日（金）**
- 提出先 **本校 事務局**
- 支給時期 **令和7年3月中旬頃（予定）**
 - ・ 申請時に指定いただいた口座に神奈川県から直接振り込みます。
 - ・ 支給に先立ち、支給決定通知書または不支給決定通知書を神奈川県から送付します。

6 制服が災害等により喪失・毀損した場合

着用を義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損した場合であって、再度、制服の購入が必要である場合は、支給額に加算がある場合があります。詳細は、問合せ先にご連絡ください。

7 問合せ先

光明学園 相模原高等学校 事務局 高橋
電話番号 042-778-1320